

第Ⅱ部 紛争処理の状況

第1章 紛争処理の概況

委員会は、次の3つの機能を有している。

- ① 電気通信事業者間、電気通信事業者とコンテンツ配信事業者等との間、ケーブルテレビ事業者等と地上テレビジョン放送事業者との間等の紛争に対し、「あっせん」や「仲裁」を実施すること
- ② 総務大臣が、接続協定等の細目の裁定、業務改善命令等を行う際、総務大臣から諮問を受け、審議・答申を行うこと
- ③ あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勧告を行うこと

また、事務局に事業者相談窓口を設けて、事業者間の紛争に関する問合せ・相談等に対応している。

平成23年度に行ったこれらの紛争処理の状況は、次のとおりである。

なお、委員会設置時からこれまでの紛争処理の概況については、【資料2】のとおり。

1 あっせん・仲裁の処理件数

平成23年度中、あっせん7件の申請があった。仲裁の申請はなかった。

あっせん・仲裁の処理件数（平成23年度）

あっせん申請	処理終了
7	7
	(解決 5)
	(合意に至らず取下げ 0)
	(あっせん打切り 2)
	(あっせん不実行 0)

仲裁申請	処理終了
0	0
	(仲裁判断 0)

2 審議・答申

平成23年度中、総務大臣からの諮問は行われなかった。

3 勧告

平成23年度中、総務大臣への勧告は行わなかった。

4 事業者相談窓口における相談

事業者相談窓口において、15件の相談・問い合わせ等を受けた。相談内容ごとの受付件数は、次のとおりである。

相談内容	受付件数
① 接続の諾否 (接続拒否事由に関する相談)	2件
② 接続に関する費用負担 (接続料に関する相談等)	6件
③ 地上テレビジョン放送の再放送に関する同意 (あっせんの制度・手続に関する相談等)	6件
④ その他 (コンテンツ配信事業に係る電気通信事業者の 対応に関する相談)	1件
計	15件

注：同一案件に係る複数回の相談を含む。

第2章 あっせん終了事案の概要

平成23年度中のあっせん終了事案の概要については、以下のとおりである。
 なお、委員会設置時からこれまでの紛争処理終了事案の一覧については、【資料3】のとおり。

1 平成23年5月18日申請（平成23年（争）第1号）（接続料の算定根拠の開示）

(1) 経過

平成23年	
5月18日	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「NTTドコモ」という。）から、あっせんの申請。（⇒（2）） 委員会から、ソフトバンクモバイル株式会社（以下「SBM」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
6月27日	あっせん委員（淵上委員長代理、尾畑委員、山本委員及び小野特別委員）の指名。
7月7日	SBMから、答弁書の提出。（⇒（3））
14日	NTTドコモから、SBMからの答弁書（7月7日付け）に対する意見書の提出。
19日	あっせん委員による審議。
26日	NTTドコモから、意見書の提出。 SBMから、NTTドコモからの意見書（7月14日付け）に対する意見書の提出。 両当事者から意見の聴取。
8月7日	NTTドコモから、意見書の提出。
8日	SBMから、意見書の提出。
23日	SBMから、NTTドコモからの意見書（8月7日付け）に対する意見書の提出。
24日	NTTドコモから、SBMからの意見書（8月8日付け）に対する意見書の提出。 両当事者から意見の聴取。
9月9日	SBMから、NTTドコモからの意見書（8月24日付け）に対する意見書の提出。
21日	NTTドコモから、SBMからの意見書（9月9日付け）

	に対する意見書の提出。
27日	SBMから、NTTドコモからの意見書（9月21日付け）に対する意見書の提出。 両当事者から意見の聴取。
10月 7日	NTTドコモから、SBMからの意見書（9月27日付け）に対する意見書の提出。
21日	SBMから、NTTドコモからの意見書（10月7日付け）に対する意見書の提出。
11月 2日	NTTドコモから、SBMからの意見書（10月21日付け）に対する意見書の提出。
29日	SBMから、NTTドコモからの意見書（11月2日付け）に対する意見書の提出。
12月 9日	NTTドコモから、SBMからの意見書（11月29日付け）に対する意見書の提出。
28日	SBMから、NTTドコモからの意見書（12月9日付け）に対する意見書の提出。
平成24年	
1月10日	NTTドコモから、SBMからの意見書（12月28日付け）に対する意見書の提出。
13日	あっせん委員による審議。
23日	あっせん委員による審議（あっせん打切りを決定）。（⇒（4）） 委員会から、両当事者に対して、その旨を通知。

(2) 申請における主な主張

NTTドコモは、SBMの2010年度（平成22年度）相互接続料の協議に当たり、NTTドコモが自ら検証することが可能となる情報が必要であるとして、SBMに対してガイドライン（注）別表第2に定める情報の開示を要求してきたが、SBMから十分な情報開示がなされず協議が不調となったことから、当該情報の開示について、あっせんを申請する。

（注）「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」

(3) 答弁書における主な主張

NTTドコモが開示を求めているガイドライン別表第2に定める情報には非公表の経営戦略に関わる情報を含むため、SBMとしては、競合事業者であるNTTドコモに当該情報の開示を行うことは困難である。

SBMとしては、中立的な第三者機関である電気通信紛争処理委員会に2

010年度（平成22年度）接続料に係る情報開示を行い、委員会において当該接続料について検証し、NTTドコモにその適正性を示してもらいたい。

(4) 事案の処理

本事案については、3回の意見聴取のほか、多数の意見書のやり取りを行い、その過程において当事者から合意形成に向けた一定の提案等があったが、開示する情報の範囲や第三者機関による検証の実施について、当事者間に合意が成立する見込みがないと判断したため、あっせんを打ち切ることとした。

2 平成23年6月9日申請（平成23年（争）第2号）（接続料の再精算等）

(1) 経過

平成23年	
6月9日	ソフトバンクモバイル株式会社（以下「SBM」という。）から、あっせんの申請。（⇒（2）） 委員会から、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「NTTドコモ」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
27日	あっせん委員（淵上委員長代理、尾畑委員、山本委員及び小野特別委員）の指名。
7月14日	NTTドコモから、答弁書の提出。（⇒（3））
19日	あっせん委員による審議。
26日	SBMから、NTTドコモからの答弁書（7月14日付け）に対する意見書の提出。 NTTドコモから、意見書の提出。 両当事者から意見の聴取。
8月7日	NTTドコモから、意見書の提出。
8日	SBMから、意見書の提出。
23日	SBMから、NTTドコモからの意見書（8月7日付け）に対する意見書の提出。
24日	NTTドコモから、SBMからの意見書（8月8日付け）に対する意見書の提出。 両当事者から意見の聴取。
9月8日	NTTドコモから、SBMからの意見書（8月23日付け）に対する意見書の提出。

9日	SBMから、NTTドコモからの意見書（8月24日付け）に対する意見書の提出。
20日	SBMから、NTTドコモからの意見書（9月8日付け）に対する意見書の提出。
27日	NTTドコモから、SBMからの意見書（9月20日付け）に対する意見書の提出。 両当事者から意見の聴取。
10月21日	SBMから、NTTドコモからの意見書（9月27日付け）に対する意見書の提出。
11月 2日	NTTドコモから、SBMからの意見書（10月21日付け）に対する意見書の提出。
29日	SBMから、NTTドコモからの意見書（11月2日付け）に対する意見書の提出。
12月 9日	NTTドコモから、SBMからの意見書（11月29日付け）に対する意見書の提出。
28日	SBMから、NTTドコモからの意見書（12月9日付け）に対する意見書の提出。
平成24年	
1月10日	NTTドコモから、SBMからの意見書（12月28日付け）に対する意見書の提出。
13日	あっせん委員による審議。
23日	あっせん委員による審議（あっせん打切りを決定）。（⇒（4）） 委員会から、両当事者に対して、その旨を通知。

(2) 申請における主な主張

SBMは、NTTドコモの2009年度（平成21年度）以前の相互接続料に関し、原価に販売奨励金等の営業費が算入されていたが、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続料の水準は「適正な原価に適正な利潤を加えたもの」（注1）とされていることから、接続料から販売奨励金等の営業費を除外するよう求めてきたが、協議不調となった。

そのため、NTTドコモの2009年度（平成21年度）以前の相互接続料について、①販売奨励金等の営業費を除外した接続料を再設定し、再精算すること及び②販売奨励金等の営業費の算入の内訳及び金額を明らかにすることについて、あっせんを申請する。

（注1）電気通信事業法第34条第3項第4号

(3) 答弁書における主な主張

NTTドコモは、総務省の策定するガイドラインに従い、粛々と接続料を算定し、適用してきたところである。また、過去の営業費の算入についても、総務省の審議会答申（注2）において「ネットワークの外部性を考慮して接続料を算定する考え方に合理性が認められないわけではないと考えられる」とされており、SBMの主張は何ら根拠のないものとする。

また、2009年度（平成21年度）以前のNTTドコモの接続料については、すでに両社で合意し、協定書を締結してきており、これに反する主張を行うことは認められるべきではなく、既に合意して協定書を締結した過去の接続料に関して、当該議論を行うことは意味のないものとする。

（注2）「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について答申」（平成21年10月16日 情報通信審議会）

(4) 事案の処理

本事案については、3回の意見聴取のほか、多数の意見書のやり取りを行ったが、当事者間に合意が成立する見込みがないと判断したため、あっせんを打ち切ることとした。

3 平成23年6月9日申請（平成23年（争）第3号・同4号）（接続に係るジャンパ工事費の見直し）

(1) 経過

平成23年	
6月9日	ソフトバンクテレコム株式会社（以下「SBTM」という。）から、あっせんの申請（平成23年（争）第3号（以下「第3号」という。）及び第4号（以下「第4号」という。）。（⇒（2）） 委員会から、東日本電信電話株式会社に対し、あっせんの申請があった旨の通知（第3号）。 委員会から、西日本電信電話株式会社に対し、あっせんの申請があった旨の通知（第4号）。
28日	あっせん委員（坂庭委員長、各務委員及び樋口特別委員）の指名。
7月15日	東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）から、答弁書の提出。（⇒（3））
27日	SBTMから、NTT東西からの答弁書（7月15日付け）

第Ⅱ部 紛争処理の状況

	に対する意見書の提出。 両当事者から意見の聴取（第3号及び第4号併合）。
8月 3日	SBTMから、意見書の提出。
4日	NTT東西から、意見書の提出。
23日	SBTMから、NTT東西からの意見書（8月4日付け） に対する意見書の提出。 NTT東西から、SBTMからの意見書（8月3日付け） に対する意見書の提出。
26日	SBTMから、NTT東西からの意見書（8月23日付け） に対する意見書の提出。
29日	NTT東西から、SBTMからの意見書（8月23日付け） に対する意見書の提出。 両当事者から意見の聴取（第3号及び第4号併合）。
9月 8日	SBTMから、意見書の提出。 NTT東西から、意見書の提出。
15日	SBTMから、NTT東西からの意見書（9月8日付け） に対する意見書の提出。 NTT東西から、SBTMからの意見書（9月8日付け） に対する意見書の提出。
22日	SBTMから、NTT東西からの意見書（9月15日付け） に対する意見書の提出。 NTT東西から、SBTMからの意見書（9月15日付け） に対する意見書の提出。 両当事者から意見の聴取（第3号及び第4号併合）。
10月14日	SBTMから、意見書の提出。
11月10日	NTT東西から、意見書の提出。
29日	SBTMから、NTT東西からの意見書（11月10日付 け）に対する意見書の提出。
12月15日	NTT東西から、SBTMからの意見書（11月29日付 け）に対する意見書の提出。
28日	SBTMから、NTT東西からの意見書（12月15日付 け）に対する意見書の提出。
平成24年	
1月20日	NTT東西から、SBTMからの意見書（12月28日付 け）に対する意見書の提出。
31日	SBTMから、NTT東西からの意見書（1月20日付け）

	に対する意見書の提出。
2月 7日	NTT東西から、SBTMからの意見書（1月31日付け）に対する意見書の提出。
15日	SBTMから、NTT東西からの意見書（2月7日付け）に対する意見書の提出。
20日	NTT東西から、委員会に対し、合意が成立した旨の報告。 （⇒（4））
21日	SBTMから、委員会に対し、合意が成立した旨の報告。 （⇒（4）） あっせん終了。

(2) 申請における主な主張

NTT東西は、同社が提供するドライカップ回線とSBTMの加入者交換機とを繋ぐためのジャンパ工事費を1,200円/回線、自社の加入電話の開通等に係るジャンパ工事費を1,000円/回線としている。

この差について、NTT東西は、ドライカップは直収電話のほかADSLサービスにも利用されており、ADSLサービスにおいて、NTT収容ビル内の装置とお客様宅内のモデムとの間の接続が確立されずサービスが利用できない状態（リンクNG）になる場合があり、そのときは工事費を無料とする代わりに、疎通した場合の工事費にその分を加味したものであると説明している。

しかし、SBTMは、直収電話におけるジャンパ工事では疎通できないという問題は発生しないことから、平成21年5月以降、接続事業者の直収電話に係るジャンパ工事費を1,000円/回線にするようNTT東西に対して求め、数度にわたり協議を行ってきたが、協議が不調となったことから、あっせんを申請する。

(3) 答弁書における主な主張

NTT東西としては、ドライカップ電話（直収電話）にDSLサービスと同様に「リンクNG発生率を加味した工事費」を適用していることについては、NTT東西においてDSLサービス若しくはドライカップ電話のどちらで利用できるか確認できない、SBTMはドライカップ電話にDSLサービスを重畳している場合がある等により、合理性があると考えている。

ただし、ドライカップ電話に「リンクNG発生率を加味しない工事費（1,000円）を適用する」とのSBTMからの要望に関しては、以下の条件が担保されるのであれば、要望に対応していくことも可能である。

- ・ リンクNGが発生した場合に工事費を請求することは、お客様の理解が

到底得られないと考えていることから、リンクNG発生率を加味しない工事費を適用する場合には、工事費はNTT東西からSBTMに請求すること。

- ・DSL業務支援システムにおいて、事業者毎に異なる工事費を適用する機能を実現するにあたって発生する追加費用（システム開発費等）については、SBTMが負担すること。

(4) 合意の内容

NTT東西は、ドライカップに係るジャンパ工事費について、現在の1,200円を適用するメニューに加え、以下を前提に1,000円を適用する新メニューを設定し、SBTMに適用する。

- ① NTT東西は、SBTMのドライカップに係るジャンパ工事費について、SBTMに請求する。
- ② NTT東西は、1,000円を適用するメニューを設定するにあたりシステム改修を実施するが、費用はSBTMが負担（SBTM以外の事業者が同様の料金適用を希望する場合は、その事業者も含めて分担）する。
- ③ システム改修に係る費用は、網改造料として月次での支払いとする。
- ④ システム改修の方法は、あっせん手続においてNTT東西が提示した方法とする。
- ⑤ SBTMにおいて、リンクNGを申請しない運用を担保する。
- ⑥ NTT東西とSBTMは、システム改修着手のために必要な手続きを平成24年2月末までに完了させる。
- ⑦ NTT東西は、平成24年3月にシステム改修に着手する。
- ⑧ NTT東西がジャンパ工事費1,000円の新メニューを設定する時期は、平成24年9月とする。

4 平成23年7月15日申請（平成23年（争）第5号）（地上テレビジョン放送の再放送の同意）

(1) 経過

平成23年	
7月15日	松阪市ケーブルシステム（以下「松阪市」という。）から、あっせんの申請（平成23年（争）第5号）。（⇒（2））
21日	委員会から、テレビ愛知株式会社（以下「テレビ愛知」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知。

8月11日	あっせん委員（坂庭委員長、各務委員及び寺澤特別委員）の指名。
9月9日	テレビ愛知から、答弁書の提出。(⇒(3))
28日	松阪市から、テレビ愛知からの答弁書（9月9日付け）に対する意見書の提出。
10月6日	両当事者から意見の聴取。
11月11日	松阪市から、意見書の提出。
17日	テレビ愛知から、松阪市からの意見書（9月28日付け）に対する意見書の提出。
12月14日	松阪市から、テレビ愛知からの意見書（11月17日付け）に対する意見書の提出。
平成24年	
2月10日	両当事者から意見の聴取。 あっせん委員から、あっせん案の提示。(⇒(4))
2月22日	松阪市があっせん案を受諾。
2月23日	テレビ愛知があっせん案を受諾。 あっせん終了。

(2) 申請の概要

松阪市は、これまで、テレビ愛知の地上アナログ放送の再放送を実施しており、平成23年7月24日の地上アナログ放送終了を前に、地上デジタル放送の再放送（期限を定めないもの）の実施を希望して、テレビ愛知との間で協議を重ねてきたが、協議が調わなかった。

平成23年5月からは、テレビ愛知からの提案もあり、激変緩和措置としての再放送（期限を定めたもの）の実施について協議を行ってきたが、テレビ愛知が、地元放送事業者の了解が得られないことを理由に、再放送の実施に同意してくれないため、協議が調わなかった。

そのため、松阪市飯南町及び飯高町におけるテレビ愛知のデジタル放送の再放送について、激変緩和措置としての再放送の実施を、平成27年3月末まで同意してもらうことについて、あっせんを申請。

(3) 答弁書の概要

地元放送事業者の了承が得られていない状態で再放送に同意することは、地元放送事業者との協調性を損なうおそれがあることから、再放送の同意は困難である。

(4) あっせん案の概要

- ① テレビ愛知は、松阪市が、三重県松阪市飯南町及び飯高町において、テレビ愛知のデジタル放送の再放送を、激変緩和措置として、平成26年9月末日（以下「激変緩和措置期限」という。）まで実施することについて、地元放送事業者の了承を条件とすることなく同意する。
- ② 松阪市は、激変緩和措置期限には、上記①により行われる再放送を終了する。
- ③ 松阪市は、激変緩和措置期限後も継続して再放送の実施を要望する場合は、テレビ愛知に改めて協議の申入れを行う。その場合において、両者は、激変緩和措置期限までの間、誠実に協議する。

5 平成23年7月15日申請（平成23年（争）第6号）（地上テレビジョン放送の再放送の同意）

(1) 経過

平成23年	
7月15日	A社から、あっせんの申請（平成23年（争）第6号）。(⇒(2))
21日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
8月11日	あっせん委員（坂庭委員長、各務委員及び寺澤特別委員）の指名。
9月9日	B社から、答弁書の提出。(⇒(3))
28日	A社から、B社からの答弁書（9月9日付け）に対する意見書の提出。
10月6日	両当事者から意見の聴取。
11月11日	A社から、意見書の提出。
17日	B社から、A社からの意見書（9月28日付け）に対する意見書の提出。
12月14日	A社から、B社からの意見書（11月17日付け）に対する意見書の提出。
平成24年	
2月10日	両当事者から意見の聴取。 あっせん委員から、あっせん案の提示(⇒(4))
2月17日	A社があっせん案を受諾。
2月23日	B社があっせん案を受諾。

	あっせん終了。
--	---------

(2) 申請の概要

A社は、これまで、B社の地上アナログ放送の再放送を実施しており、平成23年7月24日の地上アナログ放送終了を前に、地上デジタル放送の再放送（期限を定めないもの）の実施を希望して、B社との間で協議を重ねてきたが、協議が調わなかった。

平成23年5月からは、B社からの提案もあり、激変緩和措置としての再放送（期限を定めたもの）の実施についても協議を行ってきたが、B社が、地元放送事業者の了解が得られないことを理由に、再放送の実施に同意してくれないため、協議が調わなかった。

そのため、B社のデジタル放送の再放送について、①A社の業務地域の一部（以下「甲地域」という。）における激変緩和措置としての再放送の実施を、平成27年3月末まで同意してもらうこと及び②A社の業務地域の一部（以下「乙地域」という。）における再放送（期限を定めないもの）の実施に同意してもらうことについて、あっせんを申請。

(3) 答弁書の概要

地元放送事業者の了承が得られていない状態で再放送に同意することは、地元放送事業者との協調性を損なうおそれがあることから、再放送の同意は困難である。

(4) あっせん案の概要

- ① B社は、A社が、甲地域において、B社のデジタル放送の再放送を、激変緩和措置として、平成26年9月末日（以下「激変緩和措置期限」という。）まで実施することについて、地元放送事業者の了承を条件とすることなく同意する。
- ② B社は、A社が、乙地域において、B社のデジタル放送の再放送を実施することについて、地元放送事業者の了承を条件とすることなく同意する。
- ③ A社は、激変緩和措置期限には、上記①により行われる再放送を終了する。
- ④ A社は、上記①の地域について、激変緩和措置期限後も継続して再放送の実施を要望する場合は、B社に改めて協議の申入れを行う。その場合において、両者は、激変緩和措置期限までの間、誠実に協議する。

6 平成23年7月15日申請（平成23年（争）第7号）（地上テレビジョン放送の再放送の同意）

(1) 経過

平成23年	
7月15日	A社から、あっせんの申請（平成23年（争）第7号）。(⇒(2))
21日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
8月11日	あっせん委員（坂庭委員長、各務委員及び寺澤特別委員）の指名。
9月9日	B社から、答弁書の提出。(⇒(3))
28日	A社から、B社からの答弁書（9月9日付け）に対する意見書の提出。
10月6日	両当事者から意見の聴取。
11月11日	A社から、意見書の提出。
17日	B社から、A社からの意見書（9月28日付け）に対する意見書の提出。
12月8日	A社から、B社からの意見書（11月17日付け）に対する意見書の提出。
平成24年	
2月10日	両当事者から意見の聴取。 あっせん委員から、あっせん案の提示。(⇒(4))
2月16日	A社があっせん案を受諾。
2月23日	B社があっせん案を受諾。 あっせん終了。

(2) 申請の概要

A社は、これまで、B社の地上アナログ放送の再放送を実施しており、平成23年7月24日の地上アナログ放送終了を前に、地上デジタル放送の再放送（期限を定めないもの）の実施を希望して、B社との間で協議を重ねてきたが、協議が調わなかった。

平成23年5月からは、B社からの提案もあり、激変緩和措置としての再放送（期限を定めたもの）の実施について協議を行ってきたが、B社が、地元放送事業者の了解が得られないことを理由に、再放送の実施に同意してくれないため、協議が調わなかった。

そのため、B社のデジタル放送の再放送について、A社の業務地域の一部（以下「甲地域」という。）における激変緩和措置としての再放送の実施を、平成27年3月末まで同意してもらうことについて、あっせんを申請。

(3) 答弁書の概要

地元放送事業者の了承が得られていない状態で再放送に同意することは、地元放送事業者との協調性を損なうおそれがあることから、再放送の同意は困難である。

(4) あっせん案の概要

- ① B社は、A社が、甲地域において、B社のデジタル放送の再放送を、激変緩和措置として、平成26年9月末日（以下「激変緩和措置期限」という。）まで実施することについて、地元放送事業者の了承を条件とすることなく同意する。
- ② A社は、激変緩和措置期限には、上記①により行われる再放送を終了する。
- ③ A社は、激変緩和措置期限後も継続して再放送の実施を要望する場合は、B社に改めて協議の申入れを行う。その場合において、両者は、激変緩和措置期限までの間、誠実に協議する。